

平成21年4月
三重県

「お知らせ（配置技術者等に係る契約時の提出書類）」

三重県においては、契約時における配置技術者のチェック強化を図るため、以下のとおり配置技術者等に係る契約時の提出書類について定めましたので、お知らせいたします。

○ 配置技術者等に係る契約時の提出書類

- ・「現場代理人等選任（変更）通知書」（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第11号様式）
- ・「契約時における主任技術者又は監理技術者のチェックリスト」（別記様式）
- ・ 上記書類に係る添付書類

※三重県発注の建設工事の契約時には、上記書類の提出が必要となります。

なお、いわゆる「経歴書」は、「契約時における主任技術者又は監理技術者のチェックリスト」において同様の内容の確認が可能であることから、提出していただく必要はございません。

さらに、「配置技術者の兼務制限確認に係る様式」についても、「契約時における主任技術者又は監理技術者のチェックリスト」において同様の内容の確認が可能であることから、提出していただく必要はございません。